

令和6年度

一人一人が力を発揮できる環境へ ～自立と参加～

各務原市教育委員会

お子さんの様子で気になることはありませんか

言葉の意味が
わからないときが
あるみたい。

よく
かんしゃくを
おこすなあ。



なんだか
落ち着きが
ないなあ。

友達とうまく
遊べないなあ。

各務原市では、乳幼児期から保護者の皆様やお子さんの困り感に関わる相談の支援体制をもち、それぞれの成長や発達段階において、一人一人の特性に合った支援を行っています。できるだけ早い時期に適切な支援を受けることで、お子さんも安心し、もっている力を十分に発揮できるようになります。もし、子育てについてのお困りやお子さんの様子で気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談機関の紹介

いま行くなら



障がいに関する総合相談

・各務原市基幹相談支援センター「すまいる」
☎058-383-7111

手帳の交付、福祉サービスの利用等の相談

・社会福祉課
障がい福祉係（手帳の交付等）
☎058-383-1126
障がい支援係（福祉サービス等）
☎058-383-1252

妊娠・出産・子育て支援の総合相談

・子ども家庭支援課
・こども家庭センター「クローバー」
☎058-383-7204

発達に関する相談

対象：小学校就学前
・子ども家庭支援課 こども家庭センター（☎上記）
・福祉の里児童発達支援センター
☎058-370-7500

子育てに関する相談

対象：小学校就学前・小中学生・高校生
・子ども家庭支援課 こども家庭センター
☎058-383-7204

発達・不登校等、子育てに関する相談

対象：小学校就学前・小中学生
・各務原市教育センター“すてっぷ”
※火曜日～土曜日 ☎058-383-7290

発達・進路に関する相談

対象：小学校就学前・小中学生・高校生
・各務原特別支援学校 地域支援センター
☎058-383-2455

なやみ・いじめ相談

対象：小中学生
・各務原市教育委員会青少年教育課
少年センター内 ほっとステーション
☎058-389-3700

就学に関する相談

対象：小中学生
・各務原市教育委員会学校教育課
☎058-383-1118

一人一人に応じた支援

一人一人の特性に応じた支援によって、
もっている力を十分に発揮できるようになります。

小学校・中学校

通常の学級

*通常の学級において、担任や支援員が必要に応じて個別に支援を行います。

通級指導教室

*通常の学級在籍のお子さんが、週に1、2時間程度、特別な場で専門的な教育を受けます。

○「言語」の通級指導教室

言語に関わる支援が中心です。

○「LD・ADHD等」の通級指導教室

他者との関わりや学習困難に対する支援が中心です。

特別支援学級

*障がい種別のカリキュラムを作成し、一人一人の特性に応じた教育を行います。

*市内にある特別支援学級の種別は以下の4つです。

○知的障がい特別支援学級

○自閉症・情緒障がい特別支援学級

○肢体不自由特別支援学級

○難聴特別支援学級

特別支援学級在籍のお子さんに就学を援助する制度があります。(収入によって制限があります。)

特別支援学校

特別なカリキュラムにより、一人一人のニーズや障がいに応じた専門的な教育を行います。

○視覚障がい ○聴覚障がい ○知的障がい ○肢体不自由 ○病弱

かかみがはら支援学校(仮称) 令和7年4月開校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、専門性の高い教育を実施します。

【小学部・中学部・高等部】

○知的障がい

○肢体不自由

○病弱



その他の特別支援学校

*岐阜盲学校

【小学部・中学部・高等部】

○視覚障がい

*岐阜聾学校

【幼稚部・小学部・中学部・高等部】

○聴覚障がい

支援を受けるには

就学における適切な支援決定までの流れ



在学児童生徒

◇各学校

「特別支援教育コーディネーター」がおり、いつでも学校生活や学習などについてお困りのことを相談していただけます。

◇各務原市教育センター “すてっぷ”

発達・不登校など、子育ての相談や各種個別検査・講座を実施します。

教育支援委員会(年5回)

配慮することや心配なことを保護者の方と相談しながら、適切な支援につなぎます。一人一人にとって適切な支援となっているか毎年確認します。

【通常の学級】

【通級指導教室】

【特別支援学級】

【特別支援学校】

※合理的配慮の提供…相談しながら、学びにくさを改善できるよう実態に合わせて教材教具や指導の工夫、支援や環境を整えます。

うぐいす教室
特別支援学級のお子さんのための言語通級指導教室
那加第二小・八木山小に設置



個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

特別支援学級や通級指導教室等では、お子さんの困り感を理解し、本人や保護者の思いや願いを大切にしながら、様子や発達段階に応じた指導、支援を進めていきます。

そのため、本人や保護者と相談しながら、次のような計画書を作成しています。これらを活用し、引き継いでいくことで、切れ目ない支援が可能になります。各計画は、保護者やお子さんと定期的に確認し、必要に応じて改善していきます。



◇個別の教育支援計画

本人や保護者の願い、お子さんのようす、支援の内容、生育歴など、お子さんに関することを本人・保護者も含めた関係者で情報共有し、長期的な見通しをもった計画を立てます。

◇個別の指導計画

お子さんの生活や学習のようすや発達段階に応じて適切な指導を行えるように、一人一人の指導目標や内容、支援の方法について毎年計画を立てます。

特別支援教育に関わる障害者手帳について

手帳には、次のような種類があります。手帳の取得により、各種支援や補助が受けられます。詳細は、各務原市役所社会福祉課 障がい福祉係（☎058-383-1126）までお尋ねください。

療育手帳

【障がいの判定場所】
中央子ども相談センター
*18歳未満
知的障害者更生相談所
*18歳以上

【手帳の種類】
A1(最重度) A2(重度)
B1(中度) B2(軽度)
※中度知的障がいの方が、3級以上の身体障害者手帳を所持しているときは、区分がA2になります。

身体障害者手帳

【障がいの判定場所】
県知事の指定する医師の診断
※詳しくは社会福祉課へ

【手帳の種類】
視覚障がい
聴覚または平衡機能の障がい
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
肢体不自由
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障がい
※障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

精神障害者 保健福祉手帳

【障がいの判定場所】
医師の診断

【手帳の種類】
※障がいの程度により、1級から3級までの区分があります。



各務原市小中学校特別支援学級・通級指導教室の設置状況

令和6年度

学校名	種別	知的障がい	自閉症・ 情緒障がい	肢体 不自由	難聴	通級指導教室	
						LD・ADHD等	言語
那加第一小		○	○			○	那加第三小
那加第二小		○	○			桜丘中	那加第三小
那加第三小		○	○			○	○
尾崎小		○	○			桜丘中	那加第三小
稲羽西小		○	○			○	那加第三小
稲羽東小		○	○			稲羽西小	那加第三小
川島小		○	○			○	那加第三小
鶉沼第一小		○	○		○	○	○
鶉沼第二小		○	○			○	鶉沼第一小
鶉沼第三小		○	○			○	鶉沼第一小
緑苑小		○				緑陽中	鶉沼第一小
八木山小		○	○			鶉沼第一小	鶉沼第一小
陵南小		○	○			鶉沼第二小	鶉沼第一小
各務小		○	○			鶉沼第一小	鶉沼第一小
蘇原第一小		○	○			○	○
蘇原第二小		○	○			蘇原第一小	蘇原第一小
中央小		○	○	○		中央中	蘇原第一小
那加中		○	○			○	那加第三小
桜丘中		○	○			○	那加第三小
稲羽中		○	○			○	那加第三小
川島中		○	○			川島小	那加第三小
鶉沼中		○	○		○	○巡回	鶉沼第一小
緑陽中		○	○			○	鶉沼第一小
蘇原中		○	○			○	蘇原第一小
中央中		○	○			○	蘇原第一小

○各学校の特別支援学級の種別や学級数、児童生徒数は、年度ごとに変わります。(令和6年度は小学校63学級、中学校27学級です。)

○肢体不自由特別支援学級と難聴特別支援学級については、下記の学校を拠点校としています。

- ・肢体不自由特別支援学級・・・中央小学校
- ・難聴特別支援学級・・・鶉沼第一小学校、鶉沼中学校

詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

(学校教育課 058-383-1118)

【表の見方】○:設置校 学校名:通級校

通級指導教室へは、親子で通います。
保護者の方、学級担任、通級担当者が連携をとりながら、お子さんの教育的ニーズに対応していきます。





ステージに応じた切れ目ない支援体制

0歳から就学前

小学校

中学校

義務教育卒業後

就学・発達相談

◇乳幼児発達支援推進協議会
すくすく応援隊
すくすく応援隊フォローアップ

プロフィールブック(発達・支援の記録帳)

個別の教育支援計画の作成・引継ぎ(本人・保護者の同意が必要)

・児童発達支援事業所
発達支援 相談

就学時健診(居住地の小学校)

特別支援学校
小学部

特別支援学校
中学部

特別支援学校
高等部

〈健康福祉部〉
・社会福祉課 発達支援審査会
・子育て応援課
保育所等での相談
・健康管理課 乳幼児健診
ことばの相談
子ども館での相談
・子ども家庭支援課
・こども家庭センター
「クローバー」
妊娠期からの相談

特別支援学級
知的・自情・肢体・難聴

特別支援学級
知的・自情・肢体・難聴

高等特別支援学校

通級指導教室
言語 LD・ADHD等

通級指導教室
言語 LD・ADHD等

通級による指導
自校・巡回

通常の学級
合理的配慮

通常の学級
合理的配慮

高等学校
合理的配慮

・保育施設
幼稚園・保育所(園) 認定こども園
教育 保育

就労等

*教育支援委員会においてお子様の支援について毎年検討します。